

行政文書ファイル等の廃棄の記録（保存期間1年未満）

人事院行政文書管理規程第23条第3項に基づき、保存期間を1年未満とする行政文書ファイル等であって、同規程第15条第6項各号に該当しないものを掲載しています。

●令和2年度

4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月は該当ありません。

●令和3年度

4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月は該当ありません。

●令和4年度

4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月は該当ありません。

●令和5年度

4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月は該当ありません。

●令和6年度

4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月は該当ありません。

●令和7年度

4月～6月は該当ありません。